

医療費通知(医療費のお知らせ)を 医療費控除に活用する予定の人へ

(国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人)

保健医療課国保年金係 ☎ 0824-73-1158

市・県民税(住民税)の申告や確定申告で医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。しかし、「医療費通知(医療費のお知らせ)」を添付することで、「医療費控除の明細書」の記入を、一部省略することができます。

「医療費通知(医療費のお知らせ)」は、「国民健康保険」および「後期高齢者医療制度」に加入している人へ、次の時期に届きます。

医療費通知の送付時期

診療月	国民健康保険	後期高齢者医療制度
令和3年1月～10月診療分	2月上旬	1月下旬
令和3年11月・12月診療分	3月上旬	3月中旬

「11月・12月診療分」の通知は確定申告などの時期に間に合わない場合があります。また、医療機関からの請求が遅れている場合や、再審査となっている場合などは、診療情報が通知に記載されない場合があります。

その場合、該当の医療費控除を受けるためには、医療機関の領収書などに基づき作成した「医療費控除の明細書」を添付して申告する必要があります。(「医療費控除の明細書」の様式は市役所に用意しています。また、国税庁ホームページからもダウンロードできます)

※医療費の領収書は、確定申告などの期限から5年間保存する必要があります。

問い合わせ

▶国民健康保険加入の人

保健医療課国保年金係 ☎ 0824-73-1158

▶後期高齢者医療制度加入の人

《1月まで》 保健医療課医療予防係 ☎ 0824-73-1155

《2月から》 広島県後期高齢者医療広域連合(コールセンター) ☎ 050-3850-1053

1月から出産育児一時金の支給額が変更されました

保健医療課国保年金係 ☎ 0824-73-1158

国民健康保険の加入者が出産したときに支給される、出産育児一時金の支給額が次のとおり変更されました。産科医療補償制度※の掛金加算分を4,000円引き下げ、本人支給分を4,000円引き上げました。

	12月まで	1月から
国内の分娩機関での通常分娩による出産 (産科医療補償制度未加入機関は除く)	42万円 うち 掛金加算分1万6千円 本人支給分40万4千円	42万円 うち 掛金加算分1万2千円 本人支給分40万8千円
妊娠22週未満の出産、海外での出産など (産科医療補償制度対象外の出産)	本人支給分 40万4千円	本人支給分 40万8千円

※産科医療補償制度…分娩に関連して重度脳性まひとなった小児と家族に補償金が支払われる制度。掛金相当額は分娩費に上乘せされる。